

令和 6 年 5 月 7 日

市政記者クラブ 様

北区役所区政部総務課
担当：稲垣（電話 917-6411）
（19 時 30 分まで職員が待機します）

北区役所における文書の配付誤りについて

北区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和 6 年 5 月 2 日（木）

2 発生場所

北区清水学区内（北区清水三丁目付近）

3 事実の概要

令和 6 年 5 月 2 日（木）、通達員が A さんに配付すべき「特別障害者手当返納金分納納付書（以下「納付書」という。）」を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、同日、区役所に納付書を持参されたことで、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、特別障害者手当の返納金分納額

5 対応

- ・ B さんについては、令和 6 年 5 月 2 日（木）、区役所来庁時に謝罪するとともに、納付書を回収しました。
- ・ A さんについては、同日、区役所職員が訪問し、謝罪するとともに、納付書をお渡ししました。

6 原因

- ・ 文書を作成する際の宛先の記載が不十分であったため。
- ・ A さん宅と B さん宅は同じ集合住宅であり、ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

- ・ 文書を作成する所管課に対し、正確な宛先の記載を徹底するよう周知します。
- ・ 通達員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず住所、氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、宛先が不十分な場合は、区役所に返戻することを徹底します。